

「第二次鶴岡市子ども読書活動推進計画」の策定について

計画の背景

- (1) 根拠法令「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年12月施行）
第9条第2項・・・子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画を策定するよう努めなければならない。
- (2) 国の動き

第一次計画	平成14年8月	第二次計画	平成20年3月
第三次計画	平成25年5月	第四次計画	平成30年4月
- (3) 県の動き

第一次計画	平成18年2月	第二次計画	平成24年2月
第三次計画	平成29年3月		
- (4) 鶴岡市の動き

第一次計画	平成27年（2015）3月策定：平成27年4月1日施行
-------	-----------------------------

1. 計画策定時期

2020年3月策定（2020年4月施行）

2. 計画期間

2020年度～2024年度（5ヵ年）

3. 計画策定組織

推進委員会、庁内会議、庁内会議作業部会

4. 計画策定スケジュール

2019年度

- ・第1回推進委員会
- ・第2回推進委員会
- ・外部意見（パブリックコメント、学校等）
- ・第3回推進委員会
- ・計画最終案作成完了
- ・第二次推進計画 冊子印刷

2020年度

- ・4月1日 第二次鶴岡市子ども読書活動推進計画施行

第二次推進計画の内容（案）

1. 第二次計画の策定にあたって
 - 計画策定の背景
 - 一次計画の進捗状況（評価）と課題
 - ・数値目標の実績
 - ・具体的取り組みの状況
 - ・一次計画における課題
2. 二次計画の基本的な考え方（方針）
 - 計画策定の趣旨
 - 対象と期間
 - 計画の基本的方針
 - 数値目標
3. 具体的な取り組み
 - 家庭
 - 保育園・幼稚園等
 - 小学校・中学校・高等学校
 - 地域
 - ・図書館
 - ・児童館・子育て支援施設
 - ・コミュニティーセンター
4. 計画推進のために
 - 連携協力
 - 広報啓発
 - 推進体制
5. 推進計画図
6. 参考資料
 - 読書アンケート結果等